

## 「じーも」の商標使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「じーも」図形商標出願番号商願2009-024729に係る商標（以下、「本件商標」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

### (本件商標の商標出願に係る適用範囲)

第2条 本件商標を適用する商標出願に係る指定商品又は指定役務並びに商標法第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとする。

### (使用の承認)

第3条 本件商標を使用しようとする者は、あらかじめ「じーも」商標使用申請書（別記様式第1号。以下、「申請書」という。）を北九州市長（以下、「市長」という。）に提出のうえ、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
  - (2) その他、市長が申請を必要としないと認めた場合
- 2 前項の申請書は北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年北九州市条例第50号）第3条に基づく電子情報処理組織による申請（以下「電子申請」という。）に代えることができる。
- 3 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「じーも」商標使用承認通知書（別記様式第2号。以下、「承認通知書」という。）又は「じーも」商標使用不承認通知書（別記様式第3号。）により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の承認通知書に条件を付することができる。

### (使用承認の変更)

第4条 前条第2項において、使用承認通知書の交付を受けた者（以下、「使用者」という。）は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、市長に対して、「じーも」商標使用変更申請書（別記様式第4号。以下、「変更申請書」という。）を提出し、改めて変更後の承認通知書の交付を受けなければならない。

### (申請書の添付資料)

第5条 申請書及び変更申請書には、本件商標を使用しようとする商品の見本（以下、「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する商品が確認できる写真等を添付するものとする。

(商標の使用期間)

第6条 本件商標の使用期間は、使用期間の最初の日から起算して1年を上限とする。

- 2 使用期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて申請書を提出しなければならない。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を承認しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - (2) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
  - (3) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
  - (4) 宗教的行事、政治活動等に使用されると認められるとき。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められるとき。
  - (6) その他、本件商標の使用が適当でないとき。
- 2 市長は前項第5号に該当しないことを確認するために関係する行政機関に照会を行うことができる。

(使用承認の取り消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この要綱に違反したとき。
  - (2) 使用者が第3条第3項の条件に違反したとき。
- 2 市長は、使用者が前項の規定により使用の承認を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用取り消しの申請)

第9条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「じーも」商標使用取消届（別記様式第5号。）に、承認通知書（変更があったときは変更後のもの）を添えて市長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品の使用、宣伝又は広告に際して、「じーも©北九州市」と、その商品、包装、広告等に明示すること。

- (2) 商標法等関係法令を遵守し、第7条第1号から第3号まで掲げるもののほか、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに北九州市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、北九州市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、すべて使用者の負担により処理すること。
- (6) 北九州市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意又は過失により北九州市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を北九州市に賠償すること。
- (8) 使用者は、市長が行う売上調査その他照会に応じること。

#### (使用料)

第11条 本件商標の使用料は、原則として無料とする。ただし、市長及び使用者の同意の下、使用者の得た売上金の一部を市に納入する契約を締結することができる。

#### (個人情報の取り扱い)

第12条 市長は、本件商標の使用にあたり取得した申請者の個人情報を、北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年北九州市条例第2号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

#### (目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、承認通知書に記載された使用目的及び使用商品以外に本件商標を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

#### (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別 表 (第2条関係)

商品及び役務の区分	指定商品又は指定役務
第9類	電気通信機械器具、家庭用テレビゲームおもちゃ、携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
第14類	キーホルダー
第16類	文房具類、印刷物、写真、写真たて
第24類	布製身の回り品
第28類	おもちゃ、人形
第30類	菓子及びパン

備 考 商品及び役務の区分については、商標法施行令(昭和35年政令第19号)別表による。